

# コインの裏表の関係にある韓国憲法と日本国憲法

——未完の日本国憲法、97条の実践によって韓国憲法の地平へ

2024年12月 復刻  
弁護士 内田 雅敏

## はじめに

電車の中で、『ヒトラー独裁への道 ワイマール共和国崩壊まで』（ハインツ・ヘーネ 朝日選書 1992年）を読んでいて、下記記述に目が釘付けになった。

「そもそもドイツ人は、これまでもデモクラシーとは決してうまくいってなかった。ドイツのデモクラシーは1918年の軍事的敗北という暗い影の中で、勞せずして懐の中に転がり込んできたものである。誰ひとりとしてこのデモクラシーを待望していたわけではないし、信奉している者もほとんどいなかった」。

「1918年の軍事的敗北」とは、第1次世界大戦におけるドイツの敗北を意味するものであるが、これを「1945年8月15日の軍事的敗北」と入れ替えればそのまま、我が国のこととして読める。



## 憲法第11条と第97条

日本国憲法第11条は「国民はすべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」としており、同97条も「基本的人権の本質」として「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に耐え、現在および将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として、信託されたものである」と重ねている。基本的人権の重要性に鑑みての配置であると理解できなくもない。しかし、前述したように、これらの権利は、敗戦の結果得られたものであり、その意味では、前記97条の文言は、世界史的な意味における基本的人権の本質についての解説ではあっても、当時の日本の状況について語ったものではなかった。

憲法制定当時、日本側実務担当者として連合国軍総司令部（GHQ）の憲法起草委員らと渡り合った佐藤達夫内閣法制局第1部長（後長官）の回想に依れば、元々、11条と97条は一本のものとしてGHQ憲法起草委員側から提示されたものであったが、日本側が、そのような歴史的経緯は必要がないとして11条の文言に整理したところ、GHQ憲法起草委員会の最高責任者であった、ホイットニー准将が、「人類の多年にわ



たる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練に耐え」のくだりは、自分が考えた文言であり、どうしても入れると強硬な申入れがあり、その結果が97条になったという（佐藤達夫『日本国憲法誕生記』中公文庫）。ホイットニー等は、米本国でも実現していないもろもろの権利を極東の小さな敗戦国で実現させようと、或る種の実験を試みたのであろう。

基本的人権が確立するまでの長い闘いの歴史に思いを馳せた、法律家でもあるホイットニー准将の高らかな理念と、敗戦の結果、基本的人権が「労せずして懐の中に転がり込んできた」日本側の面々との認識のずれが興味深い。

後述する「抵抗の憲法」たる韓国憲法に対し、「反省の憲法」である日本国憲法を考えると、日本側委員としてはホイットニー准将のような高揚した気持にはなれず、「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え」というような文言を憲法典に書き込むのはいささか気恥ずかしいという気持ち — それがい過ぎならば、「時期尚早」と表現してもいい — がしたのであろう。ここで、お々急ぎで、先回りして述べておけば、憲法裁判をも含めた戦後の数々の権利闘争 — 沖縄辺野古の米軍新基地建設反対闘争もその一つ — は、「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によってこれを保持しなければならない」（憲法第12条）の実践を通して前記憲法97条が高らかに宣言した地平に到達しようとする営為であった。

#### 8月15日による戦前と戦後の切断はなかった

1945年8月15日、日本がポツダム宣言を受諾するに際しての最大の関心事事は、「国体」が護持できるかどうかであった。天皇の名ではじめた戦争を、天皇の名で終わらせる。すなわち戦争をはじめた勢力が「国体護持」を最優先課題として戦争の終結を宣言した。国土の焦土化、敗戦という事態を経ながらも日本は「同盟国」ドイツとは異なり戦前、戦後の連続性を断つことができなかった。

治安維持法によって獄に捕われていた哲学者の三木清が獄死したのは日本の敗戦の8月15日をすぎたからの9月のことであった。強制連行と奴隷的酷

使に立ち向かった中国人たちの闘い、花岡事件の蜂起の首謀者たちは、同じ8月15日を経た9月11日に、秋田地裁で耿諄大隊長への無期懲役をはじめとする重刑判決を受けている。さすがに死刑判決でこそなかったものの、日本の敗戦後になって、なお侵略された側の人々に対し加害者たる日本の裁判所が重刑判決を言い渡した。治安維持法下の言論弾圧の大冤罪事件である横浜事件（共産党の再建を企てたということで、改造社、中央公論社の編集者など多数の人々が逮捕され、特高の拷問によって殺されるなどした）の被告人たちに対して判決が言い渡されたのも8月15日を経た9月15日であった。

作家の高見順は9月30日の日記にこう書いている。

「昨日の新聞が発禁になったが、マッカーサー司令部がその発禁に対して、解除命令を出した。そうして新聞並びに言論の自由に対する新措置の指令を下した。これでも何でも自由に書けるのである！これで何でも自由に出版できるのである！生れてはじめての自！自国の政府により当然国民に与えられるべきであった自由が与えられず、自国を占領した他国の軍隊によって初めて自由が与えられるとは、——かえりみて羞恥の感なきを得ない。日本を愛する者として、日本のために恥しい。戦に負け占領軍が入ってきたので自由が束縛されたというのなら分かるが、逆に自由を保障されたのである。なんとという恥しいことだろう。自国の政府が自国民の自由を——ほとんどあらゆる自由を剥奪して、そうして占領軍の通達があるまで、その剥奪を解こうとしなかったとはなんとという恥しいことだろう。産報が解散した。皇国勤労観の名の下に労働階級に軍部、資本家の奴隷たることを強要した産報—」（高見順『敗戦日記』中公文庫）

もっとも、10月3日には「東洋経済新報」が没収になった。

これでいくらか先日の『恥ずかしさ』が帳消しの感あり。



アメリカが我々に与えてくれた『言論の自由』は、アメリカに対しては通用しないということもわかった」とある。

### 丸山真男の回想

政治犯・思想犯として獄中に捕われていた人々の釈放も、8月15日を経た10月4日、連合軍総司令部（GHQ）の釈放指令まで待たねばならなかった（徳田球一氏ら共産党幹部の釈放は10月10日）。治安維持法が廃止されたのは10月15日になってからである。

この点について、政治学者の丸山真男は、晩年に書いた回想文「昭和天皇をめぐるきれぎれの回想」の中で、以下のように書く。

「一九四五年八月一六日——といえは歴史的な敗戦の日の翌日である。私は広島市宇品区の船舶司令部参謀部情報班に陸軍一等兵として所属していた。参謀部情報班などというといかにも機密に近い場所に位置していたように聞こえるが、もとより兵隊の身分に課せられる日常的任務にそれほど重大なものがある筈はない。ところがこの日、私は情報班長のH中尉からいきなり『T参謀のところへ行け』と命じられた。……T参謀（陸軍少佐）は私に着席を命じてこういった。『これから約一週間、君に満州事変以来のわが国の政治史のあらましを毎日話してもらいたい。その間、君に一切の“使役”を免じる。また言論の自由も保証する。軍閥という言葉を用いても差支えない。自分の陸大在学当時、O教官は「日本をほろぼすものは軍閥だ」と教室で語ったことがあるが、今にしてその意味が分かったような気がする。明日一日の余裕を与えるから、明後日から話をはじめてほしい。』……こうして参謀と一等兵との差し向かいの奇妙な『講義』がはじまることになる。……………」

T参謀の発するさまざまの質問のうち、つきつめたような表情で私に語ったのは、『連合国民は民主主義と言っているが、そうなると陛下はどうなるのか？ 君主制は廃止されるのではないか』という問いであった。私は、すぐさまつぎのような意味の返答をした。『御心配には及ばないと思います。民主主義がわが国体と相容れないというような考え方は、そ

れこそ昭和の初めころから軍部や右翼勢力を中心にまかれて来たプロパガンダです。国法学の定義としても、君主制と対立するのは共和制であって、民主制ではありません。民主制は独裁制にたいする対立概念です。イギリスは君主制ですが、きわめて民主的な国家であり、逆にドイツは第一次大戦以後、共和国になりましたが、その中からヒットラー独裁が生まれました。』云々……こういう返答をした私の動機にはT参謀への媚びはいささかもなかった。それはまさしく私の当時の考え方の正直な表明であった。……………」

九月中旬に私は、復員して東京に帰って来たが、連合軍司令部による矢継ぎ早の民主化への司令が発せられたのはその後のことである。一連の司令のなかには、私が大体予測していたこともあれば、全く予測の外にある出来事もあった。端的に後者の例をあげるならば、東久邇宮内閣の総辞職の原因となった、治安維持法以下の思想取締法および特高警察の廃止と、獄中十八年組をふくむ一切の政治犯の即時釈放がある。ポツダム宣言を将校や下士官たちに説明してやった私、連合国の対日政策のおおよそのラインについては敗戦前から見当がついていた私——その私がどうして治維法の廃止や思想犯の釈放にまで思い及ばなかったか、を不審に思うかもしれない。が、事実それはまったく私の予想の外にあったことと告白しなければならない。何故か、ということは自分にも分からない。『無産政党』の自由な活動ということまでT参謀に語りながら徳球〔徳田球一〕や志賀義雄を総司令部が釈放することに——そこまでマッカーサー元帥の司令が及ぶことに思い至らなかったのは矛盾ではないか、と詰問されれば、残念ながらそのとおりと答えるほかないのである。」（岩波書店 丸山真男集15巻）

丸山が、8月15日の敗戦の意味について、真に理解をするようになったのは、敗戦から半年後の1946年2月13日に連合軍総司令部（GHQ）から新憲法草案が示されて以降である。

### 8・15革命説

天皇大権の明治憲法によって金縛りになっていた、法学者、政治学者らにとって、国民主権、基本的人権の尊重、戦争の放棄を三大原理とする新憲法草案は

まさに「青天の霹靂」であった。当時、政府の憲法問題調査委員会の補助員を勤めていた佐藤功は、後に「原案……を初めて見たときの鮮烈な感動、声を挙げて叫びたいほどの解放感」を振り返って、「もちろん書物では知っていた、「国民主権」「基本的人権」「法の支配」が「ほかならぬ日本の憲法に書き込まれるようになる」とは不覚にも」思っていなかったと述懐している（樋口陽一『いま「憲法改正」をどう考えるか』岩波書店）。

「8・15革命説」を唱えるに至った宮澤俊義も同様だ。彼もGHQから示された新憲法草案を見せられて、はじめて半年前の8・15敗戦の意味を理解するに至った。1945年8月14日、日本政府は、ポツダム宣言を受諾するに際し、同月10日付けで連合国に対しポツダム宣言は日本の国体（天皇主権）の変更を求めるものでないことの確認を求めた。同月11日、連合国は、ポツダム宣言第12項を引用し、戦後の日本国の政治形態は「日本国民ノ自由ニ表明サレタ意思」によって決せられるべきと回答した。宮澤は、日本政府がこの回答を受け入れポツダム宣言を受諾した時点で、天皇主権から国民主権への転換、すなわち「8・15革命」があったと「後付け」の説明を為した。ポツダム宣言第12項は「前記諸目的ガ達成サレ且ツ日本国民ノ自由に表明サレタ意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ、且ツ責任アル政府ガ樹立サレルニ於イテ、連合国ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収サレルベシ」としている。

「政体」としての国体の変更はあったが、  
「憧れ」としての国体の変更はなし

前述したように、新憲法は、日本人自身の手によって、勝ち取られたものではなかった。天皇は明治憲法下の「統治権ノ総攬者」から日本国憲法下の「象徴」に変わった。しかし憲法の条文が変わることとその実体が変わることとは、必ずしも同じではない。日本国憲法草案が議論された1947年6月の第90回（最後の）帝国議会での議論の中心は憲法第9条戦争の放棄でなく、天皇が「象徴」となることによって、日本の「国体」は変わるのか変わらないのかということであった。「8・15革命説」に明らかのように、明治憲法から日本国憲法に変わることによっ

て天皇の地位は「統治権ノ総攬者」から、政治的無権力者の「象徴」に移行した。その意味では、まごうことなき「国体」の変更であった。しかし当時の吉田政府は、この点を曖昧にし、「国体は変わったといえれば変わったし、変らないといえれば変らない」「条文上は変わったが、日本人の心の中では変わらない」等々涙ぐましいまでの答弁をした。金森担当大臣に至っては「二枚舌の説明ではないか」という批判に対して、「二刀流も名人が使えば一刀流に見える」という珍答弁をしていた。この「珍答弁」を笑うことは簡単だ。しかし、そこに、敗戦という未曾有な事態に遭遇し、抜きがたい旧来の考えと「声を挙げて叫びたいほどの解放感」（佐藤功）との織り交ぜになった先人たちの苦闘を思うべきではないか。

審議が貴族院に移ると、宮澤俊義議員が、治安維持法に「国体を変革……」と使われているその意味の「国体」はこの憲法によって変わったのかと質問し、政府から「そうだ」という答弁を引出し、「政体」としての国体の変更があったことを明確にさせた。政府は、その事実を認めたくて、国民の「憧れとしての国体」の変更はないと説明した。

話はドーンと飛ぶが、2019年1月2日、明仁天皇の新年祝賀に皇居前に16万人もの人々が集まった事実は、国民の「憧れとしての国体」の変更はなかった、と云うか、明仁天皇の人柄に依るところが多分にあると思うが、「憧れとしての国体」が新たに創られつつあるという感を抱く。

#### ポツダム宣言第10項後段

国民主権、戦争の放棄、基本的人権の保障を3大原理とする日本国憲法を日本の民衆は歓迎した。しかし、前述したようにそれは、日本の民衆が支配層と闘争して獲得したものでなく「軍事的敗北という暗い影の中で、勞せずして懷の中に転がり込んできたもの」であった。

日本の民衆は、新憲法を歓迎したが、これを日本の支配層に押し付けるだけの力はなかった。占領軍である連合軍司令部（GHQ）を借りて支配層に押し付けるしかなかった。

この点に関し、樋口陽一前掲書は、ポツダム宣言第10項後段「日本国政府ハ日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障壁ヲ除去

スベシ。言論、宗教、及び思想の自由、並びニ基本的人権ノ尊重ハ確立サレルベシ」とある（下線筆者）のに着目し、声を励まして、「復活強化」なのだ、ポツダム宣言の起草者は、日本に民主主義の歴史があったことを知っていた。日本に於ける民主主義の歴史、それは明治の自由民権運動であり、大正デモクラシーである」と熱っぽく語りかける。樋口氏は、更に云う。「GHQの憲法起草委員会が作成した憲法草案は、明治の自由民権運動、大正デモクラシーの流れをくむ、民間の憲法研究会が作成した憲法草案を参考にしていた」と。筆者は、このくだりを読んだとき、体がぶるぶる震えた。

しかし、冷静に日本の近・現代史を考えると、1915年、欧州における第1時世界大戦のどさくさに紛れてなされた「対華21ヶ条の要求」に象徴的に見られるように、残念ながら、明治の自由民権運動も、大正デモクラシーも、外、すなわちアジアに向かつては帝国主義であったことは否めない。時の総理大臣は明治の自由権運動の流れを汲む大隈重信、外務大臣は後の大正デモクラシー、護憲三派運動でリーダーとなった加藤高明であった

新憲法は日本の敗戦の結果、連合軍総司令部(GHQ)によって、日本の支配層に押しつけられたものであり、日本の民衆にとっては、敗戦という結果



ソウルのパゴダ(タプコル)公園にある3.1独立運動のレリーフ

によって「勞せずして懷の中に転がり込んできたもの」であったという歴史的事実にはしっかりと向き合っておいた方が良いと思う。

### コインの裏表の韓国憲法と日本国憲法

韓国の憲法を読んだことがあるだろうか。韓国憲法では、建国の礎について「3・1運動によって建立された大韓民国臨時政府の法統、及び不義に抗拒した4・19民主理念を継承し」と謳っている。

「3・1運動によって……」とは、第一次世界大戦後ウイルソン米大統領らが提唱した《民族自決》の聲の高まりの中で、1919年3月1日、韓国のソウルで、後に《3・1独立運動》と呼ばれる学生らを中心とした日本の植民地支配に抗するデモが行われ、その結果、同年4月、上海にて上海臨時政府が組織されたことについて記述である。この「3・1独立運動」が、

中国大陸における反帝国主義の「5・4運動」へと伝播した。

「4・19民主理念」とは、独裁者であった李承晩大統領打倒した1960年の学生革命（その成果は、朴正熙の軍事クーデターによって奪われるが）に関する記述だ。

1919年の「3・1独立運動」が1948年の韓国憲法典に書き込まれるまでに29年の歳月を要した。

「4・19民主理念」が憲法に書き込まれたのは、憲法前文中にもあるように、1987年の民主化



1987年6月、市民がソウル明洞聖堂前で「民主憲法を爭取して民主政府を樹立しよう」という横断幕を持ち街頭デモを行っている。

による9度目の憲法改正がなされた際だ。1960年の学生革命、その後の長い軍事独裁政権の苛酷な時代 — 1980年5月には光州（クアンジュ）事件もあった — を耐え、1987年夏、民主化運動が実を結ぶ。その民主化によって、27年前の独裁政権に対する民主化の闘いを憲法典に書き込む、それは文字通り、「多年にわたる自由獲得の努力成果であり「過去幾多の試練に耐えてきた」ものであった。

「4・19民主理念」は、1960年の学生革命だけでなく、同時に、87年の民主革命 — デモの主導者と連携を図っているという容疑で、身柄を拘束されていたソウル大生パク・ジョンチョルの拷問死、軍事政権全斗煥大統領の直接選挙による大統領選出の否定という延命策に対する全国的な抗議行動 — についても語っていることを理解すべきだ。換言すれば、87年の民主革命は60年の学生革命 — さらに遡れば1919年の「3・1独立運動」 — の流れを継承するものであるという認識しつつ、しかし、それを直接「87年民主革命」と表現せずに、「4・19民主理念」に託して語っているのである。

それは、この1987年10月29日の憲法改正が、形の上では、当時の全斗煥大統領の名に於いて（民主革命がこれを全斗煥大統領に強いた）なされ、同年12月16日の民衆の直接選挙による盧泰愚大統領（軍人出身、全斗煥と同期）の選出、93年金泳三大統領（文民出身）の選出、98年金大中大統領選出、続く盧武鉉大統領の選出に至る過渡期であったからだ。こうした民衆運動の延長上に不正を働いた朴槿恵大統領を退陣させた2017年のキャンドルデモがあった。

このように、韓国の建国の礎は日本の植民地支配に対する抵抗と独裁政権に対する抵抗にあり、その意味では、韓国憲法は「抵抗の憲法」である。これに対して、わが日本国憲法は、前文に「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを

決意し」とあるように、「反省の憲法」だ。両者は敗戦と解放を介在としたコインの裏表の関係にある。両国関係を考えるに際しては、この関係をしっかりと認識しておく必要がある。

#### もし、日本国憲法が成立していなかったら

もし、日本国憲法がなかったならば、もし日本国憲法が「改正」されていたら、どんな社会を招来させていたか、想像力を働かせてみる必要がある。多額な軍事費の負担があったら戦後の日本経済はどうなっていただろうか。格差社会は今以上に広く、深く進行していたのではないか、ベトナム戦争、イラク戦争で派兵がなされ、自衛隊員が殺し、殺されたのではなかろうか。アジアから強い警戒心を向けられていたのではないか。国民の人権制限は今以上になされていたのではなかろうか。沖縄における米軍基地の集中、韓国の徴用工問題に見られるように戦後補償問題の未処理等々の問題はあがるが、総体として、日本国憲法の存在が日本の戦後を作り出してきた。憲法規範、とりわけ人権条項については、様々な現場に於ける闘いと裁判闘争によってその内容が深められ発展させて来た。そのために有名無名な多くの人々の尽力があった。その意味では、戦後の護憲・平和運動は、憲法97条に云う「人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練に耐え」の実践であったことを理解すべきである。その道は平坦でなく、前進と後退の繰り返しではあったが、ワイマール共和国・憲



2015年9月国会前 安保法制に反対する集会

法が戦勝国から課せられた苛酷な賠償金、消耗しきった産業界、底をついた原材料、投下資本の不足、領土割譲による生産力の低下、世界不況というという苦難の途を歩み、挫折せざるを得なかったのに対し、日本国憲法は、冷戦の進行の中での地政学的な理由もあり、はるかに優位な環境下にあった。

2014年7月1日、閣議決定という奇策により、これまで憲法上許されないとされて来た集団的自衛権行使容認の途が拓かれ、翌15年9月19日未明、強行採決という手法によって成立された安

保関連法制によって、事実上の改憲がなされた。安倍政権は、その後も、武器輸出の為の防衛装備庁の設置、共謀罪の制定、防衛装備の拡大、事実上の空母、敵基地攻撃能力の取得へと進み、そしてなお明文改憲への強い決意を崩していない。このように立憲主義を否定し、米国と一体となった軍事大国へと突き進む安倍政権とどう対峙するかが、今喫緊の課題である。

自衛隊明記による安倍政権の憲法破壊に対峙し、



2022年9月29日(日中国交正常化50周年)辺野古キャンプシュワブゲート前

これを挫くこと、そして植民地支配の未清算に起因する徴用工問題に真摯に向き合い解決をすること、等を行うこと、それが憲法97条に云う、「幾多の試練」を潜り、「自由獲得の努力」である。そうした実践を経ることによって、私たちは、初めて、憲法を自らのものとする事が出来、韓国の「抵抗の憲法」に近づくことが出来る。



2019年3月1日、ソウル光化門広場 3・1独立運動百周年ソウル大集会で「日韓市民共同平和宣言—朝鮮半島と日本の非核・平和を求めて—」を発表

## 韓国憲法前文

悠久の歴史と伝統に輝く我が大韓国民は、三・一運動によって建立された大韓民国臨時政府の法統及び不義に抗拒した四・一九民主理念を継承し、祖国の民主改革と平和的統一の使命に立脚して、正義、人道及び同胞愛により民族の団結を強固にし、すべての社会的弊習と不義を打破し、自律と調和を基礎とした自由民主的基本秩序を一層確固にして、政治、経済、社会及び文化のすべての領域において、各人の機会を均等にし、能力を最高度に発揮させ、自由及び権利に伴う責任と義務を完遂させ、内には国民生活の均等なる向上を期し、外には恒久的な世界平和と人類共栄に貢献することにより、我々と我々の子孫の安全と自由と幸福を永遠に確保することを誓いつつ、1948年7月12日制定され、8次にわたって改正された憲法を、ここに国会の決議を経て、国民投票により改正する。

1987年10月29日

## 日本国憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基づくものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

1946年11月3日

※ 残念ではあるが日本国憲法の前文には韓国憲法前文のような迫力はない。

明治憲法の改正という体裁でなされた日本国憲法の限界でもある。